

議案第43号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和元年11月15日提出

芽室町長 手島 旭

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員定数条例の一部改正)

第1条 職員定数条例(昭和27年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び臨時職員」を「の職員及び臨時の職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。)」に改める。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第8条中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「当該任期を超えない範囲内」とする。

(職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条中「給料」の次に「の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額)」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第

261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。))を加える。

第7条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。))」を加える。

第16条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第18条中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。))」を加え、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年条例第 号。

以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第17条及び第28条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員
給与条例第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員
給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額

(芽室町コンプライアンス条例の一部改正)

第5条 芽室町コンプライアンス条例(平成26年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「同法第22条第5項に規定する臨時職員」を「非常勤職員」に改める。

(芽室町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 芽室町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成20年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(委員嘱託員等に対する報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正)

第7条 委員嘱託員等に対する報酬及び費用弁償等支給条例(昭和42年条例第17号)の一部を次のように改正する。

題名中「委員嘱託員等」を「委員等」に改める。

第1条中「、嘱託員」を削り、「委員嘱託員等」を「委員等」に改める。

第1条の2第1項、第2条第3項、第3条及び第4条中「委員嘱託員等」を「委員等」に改める。

(特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第8条 特殊勤務手当支給条例(昭和52年条例第4号)の一部を次のように改正す

る。

第1条中「第10条」の次に「及び芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年条例第 号)第9条及び19条」を加える。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第19条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

(職員旅費支給条例の一部改正)

第10条 職員旅費支給条例(昭和26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時雇傭人も含む」を「臨時的任用職員を含み、非常勤職員(同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く」に改める。

別表第1中「嘱託職員」を「非常勤職員」に改める。

(芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例の一部改正)

第11条 芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例(平成11年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

3 体験指導員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

第6条から第8条までを削り、第9条を第6条とし、第10条から第13条までを3条ずつ繰り上げる。

(芽室町ふるさと交流センター設置及び管理条例の一部改正)

第12条 芽室町ふるさと交流センター設置及び管理条例(平成10年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項から第7条までを削り、第8条を第5条とし、第9条から第16条までを3条ずつ繰り上げる。

「別表(第10条関係)」を「別表(第7条関係)」に改める。

(芽室町役場上美生出張所嘱託職員設置条例等の廃止)

第13条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 芽室町役場上美生出張所嘱託職員設置条例(平成16年条例第13号)

- (2) 芽室町防災事務嘱託職員設置条例(平成26年条例第22号)
- (3) 芽室町交通安全指導員設置条例(昭和45年条例第33号)
- (4) 芽室町スクールライフアドバイザー設置条例(平成22年条例第13号)
- (5) 芽室町招致外国青年設置条例(昭和63年条例第29号)
- (6) 芽室町教育活動指導助手設置条例(平成12年条例第47号)
- (7) 芽室町生涯学習推進アドバイザー設置条例(昭和47年条例第42号)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備しようとするものであります。

職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>第1条 この条例で「職員」とは、町長、議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校並びに公営企業に常時勤務する地方公務員（特別職の職員及び臨時の職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。））並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の職員を除く。）をいう。</p>	<p>第1条 この条例で「職員」とは、町長、議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校並びに公営企業に常時勤務する地方公務員（特別職及び臨時職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の職員を除く。）をいう。</p>

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>(休職の効果)</p> <p>第7条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を<u>超えない範囲内</u>において休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p><u>2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p> <p>第8条 任命権者は、前条の規定による休職の期間中でその事故の消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命ずるものとし、休職のまま満期に至る日までに復職することができないときは、医師の診断に基づき、休職を発令した日から引き続き3年を<u>超えない範囲</u>において、これを更新することができる。</p> <p><u>2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「当該任期を超えない範囲内」とする。</u></p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第7条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を<u>こえない範囲内</u>において休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>第8条 任命権者は、前条の規定による休職の期間中でその事故の消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命ずるものとし、休職のまま満期に至る日までに復職することができないときは、医師の診断に基づき、休職を発令した日から引き続き3年を<u>こえない範囲</u>において、これを更新することができる。</p>

職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現 行
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6ヶ月以下給料の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年条例第 号)第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6ヶ月以下給料の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第4条関係）

改正案	現 行
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 給与条例第18条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)</p> <p>第7条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日以後における最初の昇給日(給与条例第4条第1項に規定する規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 給与条例第18条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)</p> <p>第7条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日以後における最初の昇給日(給与条例第4条第1項に規定する規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第</p>

職を占める職員を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第18条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第15条の2の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年条例第 号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第17条及び第28条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額

1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第18条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第15条の2の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

芽室町コンプライアンス条例の一部を改正する条例新旧対照表（第5条関係）

改正案	現 行
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する職員、同条第3項第3号に規定する特別職の職員及び<u>非常勤職員</u>をいう。</p> <p>(2)～(7) 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する職員、同条第3項第3号に規定する特別職の職員及び<u>同法第22条第5項に規定する臨時職員</u>をいう。</p> <p>(2)～(7) 略</p>

芽室町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第6条関係）

改正案	現 行
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年7月末日までに、前年度における人事行政の運営の状況に関し、次に掲げる事項を町長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2)～(8) 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年7月末日までに、前年度における人事行政の運営の状況に関し、次に掲げる事項を町長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2)～(8) 略</p>

委員嘱託員等に対する報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例新旧対照表（第7条関係）

改正案	現 行
<p><u>委員等</u>に対する報酬及び費用弁償等支給条例</p> <p>第1条 町が条例、規則及び規程に基づいて任命する委員及び嘱託医師（以下「<u>委員等</u>」という。）にして他に報酬及び費用弁償等に関する別段の規定がない者に対し、報酬及び費用弁償又は旅費を支給するときは、この条例による。</p> <p>第1条の2 この条例に規定する<u>委員等</u>の報酬の額は、日額3,300円とする。ただし、町職員である<u>委員等</u>の任務が当該職員の職務上の業務とされる場合のものについては、報酬を支給しない。</p> <p>2 略</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>委員等</u>が町職員の身分にある者の費用弁償及び旅費にあつては、<u>委員等</u>の任務が当該職員の職務上の業務とされる場合のものについては、職員旅費支給条例に基づき当該職員が受けるべき旅費相当額を支給する。</p> <p>第3条 <u>委員等</u>の参会等の有無は、町長又は当該委員会の長の認定するところによる。</p> <p>第4条 <u>委員等</u>の報酬は、当該委員会等の所掌する会議等に出席した日の翌月10日までに支給する。</p>	<p><u>委員嘱託員等</u>に対する報酬及び費用弁償等支給条例</p> <p>第1条 町が条例、規則及び規程に基づいて任命する委員、<u>嘱託員</u>及び嘱託医師（以下「<u>委員嘱託員等</u>」という。）にして他に報酬及び費用弁償等に関する別段の規定がない者に対し、報酬及び費用弁償又は旅費を支給するときは、この条例による。</p> <p>第1条の2 この条例に規定する<u>委員嘱託員等</u>の報酬の額は、日額3,300円とする。ただし、町職員である<u>委員嘱託員等</u>の任務が当該職員の職務上の業務とされる場合のものについては、報酬を支給しない。</p> <p>2 略</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>委員嘱託員等</u>が町職員の身分にある者の費用弁償及び旅費にあつては、<u>委員嘱託員等</u>の任務が当該職員の職務上の業務とされる場合のものについては、職員旅費支給条例に基づき当該職員が受けるべき旅費相当額を支給する。</p> <p>第3条 <u>委員嘱託員等</u>の参会等の有無は、町長又は当該委員会の長の認定するところによる。</p> <p>第4条 <u>委員嘱託員等</u>の報酬は、当該委員会等の所掌する会議等に出席した日の翌月10日までに支給する。</p>

特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表（第8条関係）

改正案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第10条及び芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年条例第 号)第9条及び19条の規定による特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第10条の規定による特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法を定めることを目的とする。</p>

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第9条関係）

改正案	現 行
<p><u>（会計年度任用職員の給与）</u> <u>第19条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。</u></p>	<p><u>（臨時職員等の給与）</u> <u>第19条 臨時的任用職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の給与については、この条例による給与との均衡を考慮して町長が別に定める。</u></p>

職員旅費支給条例の一部を改正する条例新旧対照表（第10条関係）

改正案											現行													
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の適用を受ける町職員(臨時的任用職員を含み、非常勤職員(同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))及び特別職(以下「職員」という。)の旅費支給に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>別表第1(第6条、第7条、第8条、第9条、第11条関係)車賃、日当、宿泊料及び食卓料</p>											<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の適用を受ける町職員(臨時雇傭人も含む。))及び特別職(以下「職員」という。)の旅費支給に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>別表第1(第6条、第7条、第8条、第9条、第11条関係)車賃、日当、宿泊料及び食卓料</p>													
級	車賃		日当(1日につき)				宿泊料(1夜につき)			食卓料(一夜につき)	該当職種区分	級	車賃		日当(1日につき)				宿泊料(1夜につき)			食卓料(一夜につき)	該当職種区分	
	1キロメートルにつき	1日につき	町外				町外						町内	1キロメートルにつき	1日につき	町外				町外				
			甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	宿泊の場合 丙地方	甲地方	乙地方							丙地方	甲地方	乙地方	丙地方	甲地方	乙地方			丙地方
1	円 37	円 3,200	円 1,900	円 2,600	円 2,200	円 1,100	円 13,100	円 11,800	円 6,400	円 2,600	特別職 医師	1	円 37	円 3,200	円 1,900	円 2,600	円 2,200	円 1,100	円 13,100	円 11,800	円 6,400	円 2,600	特別職 医師	

2	37	2,600	1,300	2,200	2,000	1,000	10,900	9,800	6,300	2,200	一般職員 臨時職員 非常勤職員
---	----	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-----------------------

備考 この表において、甲地方とは、東京都（区の存する区域）及び政令指定都市、乙地方とは、甲地方及び十勝管内以外の区域をいい、丙地方とは、町内を除く十勝管内の区域をいう。

2	37	2,600	1,300	2,200	2,000	1,000	10,900	9,800	6,300	2,200	一般職員 臨時職員 嘱託職員
---	----	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	----------------------

備考 この表において、甲地方とは、東京都（区の存する区域）及び政令指定都市、乙地方とは、甲地方及び十勝管内以外の区域をいい、丙地方とは、町内を除く十勝管内の区域をいう。

芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（第11条関係）

改正案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>体験指導員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(体験指導員の任期)</u></p> <p>第6条 <u>体験指導員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。</u></p> <p><u>(体験指導員の報酬)</u></p> <p>第7条 <u>体験指導員に報酬を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の報酬の額は、月額187,200円とし、毎月末日に支給する。</u></p> <p>3 <u>12月1日現在に在職する体験指導員に対し、予算の定める範囲内において年末割増し報酬を支給することができる。</u></p> <p><u>(費用弁償の額)</u></p> <p>第8条 <u>体験指導員が公務のため旅行するときは、費用弁償を支給する。</u></p> <p>2 <u>費用弁償の額は、職員旅費支給条例(昭和26年条例第23号)に定める2級相当額とし、支給方法は町職員の旅費支給の例による。</u></p>
<p>(入館料)</p> <p>第6条 略</p> <p>(利用の方法)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(入館料)</p> <p>第9条 略</p> <p>(利用の方法)</p> <p>第10条 略</p>

(入館の制限)

第8条 略

(損害賠償)

第9条 略

(委任)

第10条

(入館の制限)

第11条 略

(損害賠償)

第12条 略

(委任)

第13条

芽室町ふるさと交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（第12条関係）

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第4条 センターにセンター長その他必要な職員を置く。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の減免)</p>	<p>(職員)</p> <p>第4条 センターにセンター長その他必要な職員を置く。</p> <p>2 センター長その他必要な職員は、町長が任命又は委嘱する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(報酬)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の減免)</p>

第7条の2 略

2 略

(使用料の返還)

第8条 略

(1)~(3) 略

(目的外使用等の禁止)

第9条 略

(使用許可の取消し等)

第10条 略

(1)~(5) 略

(原状回復)

第11条 略

2 略

(損害賠償)

第12条 略

(規則への委任)

第13条 略

別表 (第7条関係)

第10条の2 略

2 略

(使用料の返還)

第11条 略

(1)~(3) 略

(目的外使用等の禁止)

第12条 略

(使用許可の取消し等)

第13条 略

(1)~(5) 略

(原状回復)

第14条 略

2 略

(損害賠償)

第15条 略

(規則への委任)

第16条 略

別表 (第10条関係)